再 評 価 調 書

I 事	業概要									
事業	業 名	公営住宅等整備事業								
地区	区名	西口住宅								
事業	箇所	豊橋市高師町地内								
		県営西口住宅は、公営住宅法等に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉で良質な 家賃の公営住宅を供給するため、愛知県が建設したものである。								
事業	のあ	本事業では、県営住宅の整備の促進、居住環境の整備、再入居の保障の観点から、昭和44~45								
らる	まし	年度に建設され、老朽・狭小化した耐火構造4,5階建て327戸を除却し、耐火構造7階建て209								
		戸に建替事業を行うものである。再入居の保障確保の見込みがついたことから、事業採択時に計画した 4 棟 275 戸建設を 3 棟 200 戸建設に計画変更した								
		画した4棟275戸建設を、3棟209戸建設に計画変更した。 【達成(主要)目標】								
		【達成〈王安〉日標』 ・県営住宅の整備の促進								
事業目標		・居住環境の整備								
		・再入居の保障								
				事業採択時(H22)	再評価時(H28)	変動要因の分析				
		事業期間		平成 22 年度	平成 22 年度	事業計画の変更による				
				~平成32年度	~平成30年度	事業期間の短縮				
		事業領	費 (億円)	39. 8	28. 9	事業計画の変更による 事業費の低減				
		経費	工事費	38. 9	28. 3	_				
計画変更 の推移		内訳	調査 設計費等	0. 9	0. 6	-				
				除却:	除却:	再入居の保証確保の				
				耐火構造 4,5 階建て	耐火構造 4,5 階建て	見込みがついたことに				
		事業内容		9棟 327戸 建設:	9棟 327戸 建設:	よる事業計画の変更				
				^{建設:} 耐火構造 6, 7 階建て	^{建設:} 耐火構造7階建て					
				4棟 275戸	3棟 209戸					
Ⅱ評価										
1) 必要性の 【事業採択時の状況】										
	変	化	西口住宅は、昭和44~45年に建設され、エレベーターが付いておらず、従前住戸は狭							
	小であり、また老朽化が進行していた。よって、県営住宅の整備の促進、居住環									
		備、再入居の保障の観点より、建替事業を実施する必要があった。 【再評価時の状況】								
事			【丹計111111111111111111111111111111111111							
業の			【変動要因の分析】							
鉴			変動なし							
①事業の必要性の変化			A		着手時に比べ必要性が増大している。 					
変	생생		B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。							
化			B C		%要性が著しく低下している。 「ることが適当ではないと判断される場合は、「事業着 ↓					
	#	定	※争未有于時と比較することが過当ではないと判断される場合は、「争未有 手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。							
			【理由】							
			整備促進の必要性は変わらないため。							

③事業の効果の変化

1) 貨幣価値 化可能な 効果(費用 対効果分 析結果)の 変化 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】 事業採択時が未評価であったため、再評価時での算定とする

【貨幣価値化可能な効果 (費用対効果) 分析結果】

	区分	事業採択時 (基準年: H22)	再評価時 (基準年:H28)	備考
	用地費	_	0. 0	
費用	建設費	_	28. 9	
(億円)	維持管理費	-	4. 0	
	合計	_	32. 9	
	家賃による便益	_	42. 9	
効果	駐車場による便益	_	3. 3	
(億円)	余剰地活用等による便益	-	0.0	
	合計	_	46. 2	
費用対	効果分析結果(B/C)	_	1. 40	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

費用 = 用地費 + 建設費 + 維持管理費

便益 = 近傍同種家賃 - (従後家賃-従前家賃)

+近傍同種駐車場料 - (従後駐車場料-従前駐車場料)

+余剰地活用による収益

【変動要因の分析】

変動なし

2) 貨幣価値 化困難な 効果の変 化

【事業採択時の状況】

〇住戸内の効果

建替事業により、居住面積は拡大し、ゆとりのある生活ができるようになる。

住戸内は、バリアフリー仕様で高齢者や障害者にも使いやすい仕様となり、浴槽を 新たに設置し、さらに浴室、洗面、流しの3点給湯としたことで生活水準、安全性が 向上し、居住環境の改善が見込まれる。

〇住戸外の効果

住戸外においては、エレベーター及びスロープの設置や通路及び共用階段に手摺を 設置し、高齢者や障害者に配慮した使いやすい共同住宅となる。

駐車場は、建替新住宅全体戸数に対して設置率 100%を確保することにより、利便性が向上する。

【再評価時の状況】

効果の変動なし

【変動要因の分析】

変動無し

Α

A:事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。

判定

C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通し が立たない。

【理由】

建替事業の推進により、居住環境の改善が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針(案)

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続

継続:上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後 5 年目) □対象外

【主な評価内容】

県営住宅の整備の促進 老朽化した建物の更新の完了

居住環境の整備

狭小な従前の改善、住戸内設備の改善及びバリアフリー化等、居住環境の改善

再入居の保障

従前入居者の移転状況の確認

V 事業評価監視委員会の意見

西口住宅の対応方針(案)[事業継続]を了承する。

VI 対応方針

事業継続